

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案等に関する
意見募集に対する意見

2018年（平成30年）3月15日

日本弁護士連合会

当連合会は、2018年（平成30年）2月14日付けで文部科学省からなされた専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案等に関する意見募集に対し、専門職大学院中、法科大学院に関して、以下のとおり意見を述べる。

第1 専門職大学院の教員組織の改正方針（ダブルカウント・みなし専任教員等）について

1 ダブルカウントについて（2 改正の概要（1）①）

法科大学院制度については、高度な専門教育に専念できる教員を確保して教育の質を担保するという要請とともに、法科大学院の独立性を確保する目的から、法科大学院の教員と学部の教員は兼務できないこととされていた（ただし制度創設から10年間は特別措置があった。）。

このような措置は、法科大学院の法学部からの独立性を確保して、法曹養成に特化した教育機関としての役割を確立するとともに、他学部出身者や社会人経験者など、多様なバックグラウンドを持った学生を広く受け入れるという法科大学院の開放性の理念を確立するためにも一定の役割を果たしたものと評価できる一方、法学部との意思疎通が十分に図られない結果、この間の法曹志望者の減少傾向に対して迅速適切な対応が困難になっているなど、近時は少なくない弊害が生じているとの指摘もなされていたところである。さらには、特に地方の法科大学院においては、現在の制度のままだと、科目によっては学部、法科大学院の双方で、教育に必要な教員を十分確保できない問題が生じているとの意見もあった。

また、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で現在議論されている法学部と法科大学院との連携の促進を図る上では、教員相互の情報や教育リソースの一層の共有も必要であると考えられる。

このような現状に鑑みるならば、今回示されている改正案は、教育の質が維持されることを前提に、やむを得ないものと考えられる。

ただし、今回の改正によって法学部と法科大学院の連携が進められる結果、他学部出身者や社会人経験者を広く受け入れるべきであるという法科大学院の開

放性の理念が損なわれる懸念があることは否定できない。法科大学院への多様な人材の受入れを阻害する結果を招かないよう、後述の第2の2に記載するような適切な対応がとられる必要がある。

さらには、法学部との過度な連携により、ともすれば法科大学院が法学部の付属機関とされてしまうような実態が生じては、法科大学院が独自に責任ある立場で教育内容や人事に関する決定をすることに支障が生じ得る。一定の範囲の連携が図られるとしても、法学部からの独立性を確保して、法科大学院として独自に責任ある意思決定を可能とする体制は、認証評価等を通じて、今後も維持されるべきである。

2 みなし専任教員の要件緩和について（2 改正の概要（2）③）

この点についての改正は、先端的あるいは専門的な知見を有し、社会の第一線で活躍する実務経験を有する法曹が、みなし専任教員として法科大学院教育により実質的に関与する可能性を拡大できることから、賛成である。

第2 法科大学院の入学者選抜に関する改正について（2 改正の概要（2）④）

1 法科大学院における入学者の多様性確保の必要性

新たな法曹養成制度において法科大学院は、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的に、質、量ともに豊かな人材を輩出するべきものとして設立され、公平性、開放性と共に、多様性を旨とすることとされた。新たな法曹養成制度によって輩出される法曹が、社会の隅々にまで活躍の場を広げ、「国民の社会生活上の医師」として、法の支配の担い手になることを想起し、他学部出身者や社会人経験者など多様なバックグラウンドを持った人材が、多様な社会分野に進出することが期待されていた。

しかし、現実には、法学未修者コースにおける法学系課程以外出身者の割合は減少を続けており、法科大学院設立当初は未修入学者の49.1%を占めていたところ、平成29年度には29.1%にまで落ち込んでおり、同様に社会人経験者の割合も減少している。

司法制度改革において理念として掲げられた多様性の確保の要請をゆるがせにすべきでないことは、この間、法科大学院が多様な人材を輩出し、法曹資格を有する者が様々な分野で活躍している現状からすれば、明らかであり、引き続き多様な人材が法曹を目指して切磋琢磨すること、そのための受け皿として、法学未修者コースの教育の充実が図られるべきことは当然である。

しかし、様々な要因から他学部出身者や社会人経験者の法科大学院入学者が大

きく減少している中で、法科大学院入学者全体の3割を維持するという人数割合のみに固執しても、これら入学者の質を確保できなければ、法科大学院における充実した教育は困難であり、多様なバックグラウンドを持った法曹を法科大学院から社会に送り出すという理念を実現することはできない。

したがって、法科大学院入学者のうち他学部出身者又は社会人経験者が3割以上になるよう努めるという基準を撤廃する告示の改正は、入学者選抜における多様性確保の要請（専門職大学院設置基準第19条）を維持することを前提に、やむ得ないものと考える。

2 入学者選抜における多様性確保に向けて

法科大学院から多様なバックグラウンドを持った法曹を広く社会に送り出すという理念自体は些かもゆるがせにすべきものでない。したがって、単に3割基準を撤廃するだけでなく、これと同時に、高い質を有した他学部出身者、社会人経験者の法科大学院志願者を増加させるための取組及びこれらの者の司法試験合格率を向上させるための取組が、同時に強化されることが必須である。

このような観点から、当連合会は、現在、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会等で進められている法曹志望者増加の取組と、未修者教育の教育手法の実績の共有化、重点支援等の法学未修者教育の質の改善に向けた取組が、十分な予算的裏付けをもって強力に推進されることを要望する次第である。

以上